

基本方針 II 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

①法令等に基づく規制

ア 大気汚染防止法による規制

工場・事業場等から排出されるばい煙、粉じんなどの大気汚染物質について、大気汚染防止法によりその排出が規制されています。

ばい煙には、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質があり、工場などから大気中に排出される汚染物質ごとにその許容限度として排出基準が定められています。

粉じんは、ものの破砕や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質です。排出の形態が堆積場や建物全体から飛散する 경우가多く、その影響の範囲も限られるため、粉じん規制は粉じんが飛散しないような施設の構造や使用方法等について基準が定められています。

大気汚染防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。

イ 釧路市公害防止条例による規制

大気汚染防止法の対象外の施設である、特定の小型ボイラーと給湯炉については釧路市公害防止条例（平成17年10月施行）により硫黄酸化物の排出が規制されています。

表4-2-1 届出対象硫黄酸化物発生施設

施設名	規 模
ボイラー	日本工業規格B-8201及びB-8203の伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの。ただし、バーナーの燃料の燃焼能力が、重油換算1時間当たり50リットル以上のものは除く。
給湯炉	バーナーの燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のもの。ただし、使用燃料の硫黄化合物の含有量が0.05%以下のものは除く。

②釧路市の公害防止協定

釧路市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の2社とばい煙等の排出濃度等に関する公害防止協定を締結しています。

平成19年6月、7月と相次いで上記2社が大気汚染防止法違反等の不適正事案が判明したことから、石炭ボイラーなどの一部ボイラーを対象とした従前の公害防止協定を改め、全ボイラー及びキルンまで協定の対象に拡大し、再発防止措置を含め、個々のボイラー及びキルンごとに法の排出基準以下の厳しい協定値を定めた他、これらの環境データを市に定期的に報告することに2社とも同意し、平成20年4月1日に改正施行しました。

釧路市は、2社から環境データの報告を受け、協定値の達成状況を検証し確認しています。また、2社に対し釧路市は、公害防止協定の協定値の順守状況について立入検査等を通して監視・指導を行っています。

(2) 自動車交通対策

①大気汚染防止法等による規制

自動車排出ガスとして大気汚染防止法により規制されている大気汚染物質には、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物及び粒子状物質があります。それぞれ、排出ガス濃度と走行距離あたりの排出ガス量があわせて規制されており、このうち排出ガス量については自動車の種別ごとに許容限度が設定され、道路運送車両法や道路交通法に基づき車両の検査が行われています。自動車排出ガスの対策としては、エンジンの改良など自動車本体から排出される汚染物質の低減対策等が進められています。

公道を走行しないオフロード自動車については、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年4月施行）により排出ガス規制が行われています。

②公共交通機関の利用促進

各種イベント開催時に公共交通機関の利用を参加者へ呼びかけるとともに、釧路市役所職員の通勤において、毎月ノーマイカーデーを設けて公共交通機関等の利用を促進しています。

③道路の体系的整備等

道路の体系的整備は、道路渋滞をなくし、円滑な交通流を確保することにより、自動車排出ガスの影響を低減させる効果もあると考えられます。

釧路市では、国や北海道と連携し、釧路圏（釧路市・釧路町・白糠町）の現況交通実態を把握し、地域の交通課題や問題点を明確にしつつ、将来の交通需要に即した総合都市交通体系を確立するための調査を進めています。また、釧路市街地の交通混雑緩和や沿道環境の改善を図るため、北海道横断自動車道の機能を代替する一般国道の自動車専用道路として国道38・44号釧路外環状道路（釧路市鶴野～釧路町別保）や一般国道38号のバイパス、釧路外環状道路へのアクセス道路として国道38号釧路新道（釧路市大楽毛～鶴野）、桂恋武佐通等の整備を進めています。

また、市内幹線道路及び生活道路、通学路の歩道の整備をすすめており、平成20年度は13路線、歩道総延長3,837mを整備しました。

④自動車の適正利用の推進

釧路市では、自動車による負荷の低減を図るため、自動車利用の抑制の呼びかけやアイドリングストップ運動の展開、低公害車の導入促進などに取り組んでいます。

2 水質汚濁の防止

（1）工場・事業場対策の推進

①水質汚濁防止法による規制

水質汚濁の発生源である工場・事業場については、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域に排出される排水の有害物質及びその他の排水の汚染状態について排水基準が設定されています。また、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準が北海道条例により水系を定め設定されています。

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。平成20年度は、19件（延件数）の立入検査を実施し、1件の基準違反の恐れがありました。

②釧路市公害防止協定

釧路市は、紙・パルプ製造業、石炭鉱業の3社と公害防止協定を締結し、水質汚濁防止法に定める排水基準よりさらに厳しい協定値を定め、立入調査を実施しています。平成20年度については、協定値が遵守されていました。

（2）公共下水道の普及

釧路市では、生活環境の清潔さ、快適性を高め、浸水等の防止を図るとともに、川や湖、海などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。平成20年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼動しており普及率は98.0%、市内6カ所の終末処理場における流入水量の合計は29,460千 m^3 となっています。

また、本市では下水道管の機能保持のため管渠の修理と清掃を行っています。平成20年

度は1,457箇所の修繕と34,729mの清掃を実施しました。

また、本市では公共下水道への接続を促進するため、未水洗化家庭への督促の実施や水洗便所への改造資金に対する無利子の融資あっせん並びに補助金の交付を行っています。平成20年度は114戸の督促を実施しました。また、平成20年度に水洗化した戸数は331件で、そのうち、融資のあっせんを26件、補助金の交付を16件行っています。

表4-2-2 公共下水道整備状況の推移

(各年度末)

区 分	単位	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
行政区域内人口 (A)	人	185,159	192,397	191,407	189,539	187,569
処理区域内人口 (B)	人	178,754	186,210	185,812	185,097	183,735
処理人口普及率 B/A	%	96.5	96.8	97.1	97.7	98.0
処理区域面積	ha	4,010.75	4,458	4,498	4,518	4,527
管渠総延長	km	1,300	1,390	1,400	1,409	1,436
年間処理水量	千m ³	26,641	29,914	32,681	29,758	29,460
一日平均処理水量	m ³ /日	72,990	81,960	89,536	81,306	80,713
年間有収水量	千m ³	16,796	17,610	17,566	18,941	18,499

図4-2-1 下水道普及率の推移

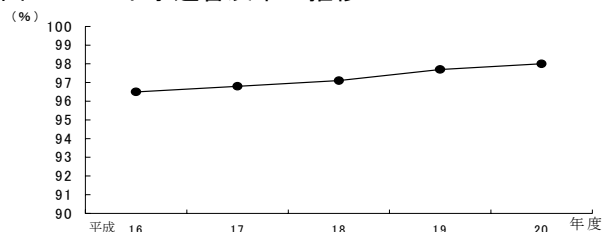


表4-2-3 終末処理場施設の概要

(平成20年度)

処理場名	古川下水 終末処理場	白樺下水 終末処理場	大楽毛下水 終末処理場	阿寒湖畔 下水終末 処理場	阿寒下水 終末処理場	音別浄化 センター	
処理開始日	1次処理： 昭和49.4 2次処理： 昭和54.4	昭和57.3	昭和62.3	昭和61.4	平成8.11	平成13.3	
処理方式	標準活性汚泥法				オキシデーション ディッチ法		
処理面積 (ha)	2,371	474	1,307	80	150	145	
処理人口 (人)	110,830	18,006	48,387	1,558	3,034	1,920	
処理能力	晴天時1日 最大処理量 (m ³ /日)	67,200	9,525	23,000	7,350	900	1,510
	雨天時1日 最大処理量 (m ³ /日)	252,000	19,050	—	—	—	—
流入水量	汚水 (千m ³ /年)	17,484	1,716	5,133	2,589	248	138
	雨水 (千m ³ /年)	1,739	323	91	—	—	—
	総量 (千m ³ /年)	19,223	2,039	5,224	1,527	246	135

※ 流入水量は、返送水を除く。

(3) し尿・生活排水等の適正処理

釧路市では、下水道の未整備地区を中心にし尿収集が行われています。平成20年度末現在で、5,814件のし尿収集の登録があり、434基の浄化槽が設置されています。

し尿の収集は市で実施していますが、浄化槽汚泥・生活雑排水については廃棄物処理法及び浄化槽法による許可を得た事業者が収集しています。平成20年度は、し尿8,930k1、汚泥等2,311k1が収集され、すべて新野処理場で処理されています。

し尿収集量は、公共下水道事業の進捗に伴い、収集量も年々減少していることから、作業時間の短縮など効率化に努めています。

新野処理場においては、釧路市のし尿・浄化槽汚泥のほか管内3カ町村（白糠町・釧路町・鶴居村）との事務受託により、これらの町村から搬入されるし尿と浄化槽汚泥の処理も行っています。

表4-2-4 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移 (単位 k1)

年度	釧路市分の搬入量		近隣3カ町村分の搬入量				合計
			白糠町	釧路町	鶴居村	小計	
平成18	し尿	10,678.6	8,740.2	6,692.7	301.9	15,734.8	26,413.4
	汚泥等	2,316.2	761.9	756.5	136.1	1,654.5	3,970.7
	合計	12,994.8	9,502.1	7,449.2	438.0	17,389.3	30,384.1
平成19	し尿	10,011.9	7,949.1	5,865.7	291.1	14,105.9	24,117.8
	汚泥等	2,093.2	859.7	690.5	142.9	1,693.1	3,786.3
	合計	12,105.1	8,808.8	6,556.2	434.0	15,799.0	27,904.1
平成20	し尿	8,930.3	7,529.3	5,442.9	227.7	13,199.9	22,130.2
	汚泥等	2,311.0	955.2	586.4	150.4	1,692.0	4,003.0
	合計	11,241.3	8,484.5	6,029.3	378.1	14,891.9	26,133.2

(4) 生活排水処理基本計画の策定

平成14年3月に、廃棄物処理法に基づき、生活排水処理の長期的方向を示す、生活排水処理基本計画を策定しました。この計画に基づき、釧路市から発生する生活排水を衛生的に処理するため、市街地等人口密集地を中心に公共下水道整備を進め、その他の地域では、合併処理浄化槽の設置等を促進することとしています。

(5) 家畜ふん尿の適正処理の推進

家畜の排泄物による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、平成11年度より家畜ふん尿の回収・処理・有機質資源化を行う「釧路市有機質肥料活用センター」の整備が進められ、平成13年度より供用されています。

釧路市では、平成16年度に同センターへ固液分離機等の導入支援を行いました。音別地区では、春・秋の年2回、家畜ふん尿対策として、巡回指導を実施しています。

(6) 水道水源としての釧路川水質保全

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路川流域清掃への参加、釧路川リバーサイド植樹への参加、釧路川だより作成等、釧路川水質保全協議会を通じて、地域イベント（平成20年度はくしろ消費者まつり）での普及啓発活動を行っています。

(7) 春採湖浄化の取り組み

①春採湖環境保全計画

春採湖は、平成2年12月に「北海道湖沼環境保全基本指針（平成8年10月策定）」に基づく重点対策湖沼に指定されました。釧路市、北海道など関係機関では春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、平成4年度に春採湖環境保全計画を、平成9年度に第2次春採湖環境保全計画を策定しました。平成19年3月には、この計画を見直し、平成28年度を目標とする新たな10カ年計画として第3次

春採湖環境保全計画を策定しました。

表4-2-5 第3次春採湖環境保全計画における水質保全目標（目標年度 平成28年度）

水質項目	環境基準	期間目標	備考
化学的酸素要求量（COD）	5.0 mg/l 以下	7.0 mg/l 以下	75%値
全窒素（T-N）	1.0 mg/l 以下	-	年平均値
全りん（T-P）	0.1 mg/l 以下	-	年平均値

表4-2-6 第3次春採湖環境保全計画における生物による環境指標

項目	指標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥(カイツブリ、マガモ、ホシハジロ、バン、オオバン)のうち3種以上の繁殖(ヒナ個体)が確認されること
水草	湖岸の沈水植物(マツモ、リュウノヒゲモ)について、継続的な生育が確認されること

②清流ルネッサンス 21

平成9年7月、清流ルネッサンス21春採湖地域協議会により、春採湖水環境改善緊急行動計画が策定され、浚渫や河口部の改修等の浄化対策が進められました。（平成9年度から12年度まで）

③浄化事業の推進

浄化対策は、春採湖に流入する水質を改善するための流入河川対策、湖内の水質を改善するための湖内対策、水交換を促進するための流況改善対策の大きく3つに分けられます。

流入河川対策としては、植生により流入水を浄化するため、平成3年にアシ原浄化池を柏木川排水路とチャランケ川排水路に設置しました。また、平成10年度には、接触酸化や吸着の原理により浄化するため、乳酸飲料の容器を春採排水川に設置しています。湖内対策としては、平成5年度に海水の逆流を調整するため、潮止め堰を設置しました。また、底泥の浚渫（しゅんせつ）やヒシなどの浮遊植物の除去を平成4～7年度、平成9～12年度に実施しています。その他、塩分躍層の変動調査を実施しています。

流況改善対策としては、平成8年度に春採排水川の流路の変更などを実施しています。

平成20年度は、河口閉塞解除、気象調査を行っています。

（8）河川の管理

釧路市内の中小河川で、浚渫（しゅんせつ）や清掃等を実施し、河川の適切な維持管理を進めています。平成20年度は、春採川で清掃を実施しています。

3 騒音・振動の防止

（1）騒音規制法・振動規制法による規制地域の設定

釧路市は、騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域の指定を受けています。釧路市では、土地利用状況の変化に応じてこれらの指定地域の見直しを行っており、最近では平成14年4月に見直しました。

※ 旧阿寒町、旧音別町地区については指定地域に指定されておりません。

（2）自動車騒音・振動対策の推進

指定地域内において自動車騒音または道路交通振動が発生し、環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市は、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請するほか、道路管理者に対して道路構造の改善や自動車騒音の減少に資する事項に関し意見を述べること、また道路交通振動防止のための舗装修繕などの措置を要請することができます。

釧路市においては、平成20年度の測定結果は、要請限度を超える地点はありませんでした。

釧路市は、自動車交通騒音や振動の低減を図るため、国や道と連携して、道路の計画的な整備を進めるとともに、舗装道路の劣化及び損傷に対して、計画的な維持補修を実施しており、平成20年度は橋南幹線通他、44路線、延長5,545mについて実施しています。

(3) 工場・事業場騒音・振動対策

①法令等に基づく対策

騒音規制法、振動規制法、釧路市公害防止条例などに基づく規制地域内の特定事業場に対しては、苦情の対応などに際し立入調査を実施し、作業方法の改善、機械や施設の適正配置などの対策をとるよう指導しています。

②釧路市の公害防止協定

釧路市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の2社と工場騒音に関して法の規制値以下の協定値を定め、毎年2回の立入調査を実施しています。平成20年度については、協定値が遵守されていました。

(4) 建設作業の騒音・振動の防止

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。

釧路市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などを指導しています。また、平成17年10月に釧路市建設作業指導要綱を定め、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

4 悪臭の防止

(1) 規制地域の指定

釧路市は、昭和49年7月に悪臭防止法に基づく指定地域の指定を受けています。悪臭の指定地域においては、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭物質を定め規制されています。

(2) 工場・事業場対策の推進

①法令等に基づく対策

釧路市は悪臭防止法に基づき規制地域内の事業場等に対し、立入検査を実施しています。平成20年度は6事業場に対し、立入検査を実施しました。

規制値を超過した場合には事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備等を指導しています。

表4-2-7 特定悪臭物質立入検査結果 (平成20年度)

工場数	悪臭防止法に基づく立入り調査	
	調査回数	規制値を超過した回数
6	6	1

②釧路市公害防止協定

釧路市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の2社と悪臭の排出濃度に関する協定値を定め、毎年3回立入調査を実施しています。平成20年度については、協定値が遵守されていました。

5 地盤沈下の防止

地盤沈下の未然防止に向けた情報交換などを行うため、平成元年、北海道や釧路市をはじめとする関係行政機関により「釧路平野地域地盤沈下調査連絡会」が設置されていましたが、最近の地盤沈下の調査結果では沈下が微少であるため、平成17年度より連絡会を休止しております。

6 有害化学物質汚染の防止

家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生がしやすいといわれており、廃棄物処理法で廃棄物の野焼き等の不適正な焼却は禁止されています。

近年、住宅等の新建材・内装材や接着材から揮発するホルムアルデヒドなどのVOC（揮発性有機化合物）による室内空気汚染が問題となっています。釧路市では、シックハウス等を防ぐため、施設の室内環境に考慮した対策を全ての工事において、実施しています。

また、有害化学物質汚染防止の一環として、市民農園等の公共施設においては農薬使用を少量に抑えるなど、適正な使用と管理をすすめています。

7 市有施設のアスベスト対策

国内では、アモサイト、クリソタイル及びクラシドライトの3種類しか使用されていないとされてきたことから、当市ではこの3種類のアスベスト含有資材等の使用が確認された31施設に対し、平成18年度末までに除去等の対策措置を完了させました。

しかし、国内未使用とされたアクチノライト、アンソフィライト及びトリモライトの3種類のアスベストの使用が、平成20年1月になって都内で判明し、吹付け材へのアスベスト使用の有無についての分析調査の徹底を促す通知が関係省庁から発出されたことを受け、当市では、再調査が必要となった47施設について、平成20年6月に改正されたJIS規格の分析方法による含有調査を分析機関に依頼し、実施しました。

この再調査の結果、4施設の吹付け材から基準値を超えるアスベストが検出されたため、これらの施設について、速やかに除去等の対策措置を行うことし、3施設に対しては平成21年9月までに除去工事を完了しました。残り1施設については既に使用目的を終えた施設であるため、解体撤去するまでの間、立入禁止としています。

【注：本白書の掲載内容は原則として平成20年度末までの記述としているが、本件については平成21年度分に言及している。】